



日韓請求権問題に関するメモ

昭 36. 1. 1. 6.

条約局法規課

1. 平和条約第2条及び第4条にいう「請求権」 の内容

平和条約第2条において日本国が放棄した
権利、権限及び請求権とは、同条の各地域そ
のものに対して日本国が国際法上有する主権
及び主権から直接発生する一切の権利（第2
条(d)項の旧委任統治地域の如く主権そのものに到らない地
域については、これに準ずる権利）をいう。

（この字句は一切の主権的権利を意味
するため一体として使用されているので、
権利権限及び請求権のそれぞれの意味は
多少重複があるが、強いてその内容を分
ければ、(1)「権利」とは当該地域に対する
施政権など、(2)「権限」とはこれら権
利の根拠となつている領土権、委任統治
権など、(3)「請求権」とはこれらの権利、

権限の存在から発生する主権的請求権を
さるものである。)

これに対して、第4条にいう日本国及びそ
の国民の請求権（ならびに第2条地域施政當
局及び住民の請求権）とは、(1)日本国が國際
法上の発生原因に基いて有する国の直接請求
権（日韓間に關係なし）ならびに、(2)日本国
及びその国民が（私法上の主体として）有す
る財産権及びこれに伴う私的請求権の一切（こ
れら私的請求権が國際法上の発生原因に基い
て国の請求権に化体した場合の国の請求権を
含む）をさすわけである。

（注 第2条、第4条の場合とも英語では、
claim と呼ばれるが、仏語では révendi-
cation, réclamation の別があり、平和
条約上も區別して規定されている。）

2. 平和条約第4条(a)項と同条(b)項の関係

第4条(a)項は、第2条地域にある財産及び請求権の処理を日本国と「現にこれらの地域の施設を行なつてゐる当局」との間の特別取極の主題とする旨規定しており、朝鮮の場合、北鮮部分については北鮮当局、南鮮部分については大韓民国政府とかかる取極を行なう義務があるのではないかとの疑問が生ずる。

(但し、このことは大韓

民国政府が北鮮地域の請求権についても朝鮮を代表しうることを意味するわけではない。第4条(a)項の「現に施政を行なつてゐる当局」という字句からみれば、大韓民国は現に施政を行なつてゐる地域たる南鮮部分の請求権についての

みしか取極を行ないえないと解すべきである。

従つて、平和条約上は北鮮に関する請求権処理の根拠となる規定はないが、このことは、日本が平和条約枠外において北鮮当局と請求権処理の取極を行なうことができないということではなく、わが国が北鮮承認の意思を有するならば理論的には北鮮とのかかる取極も可能である。)

また、第4条(b)項は、朝鮮については米国の軍政下にあつた南鮮のみに関するものであるから、北鮮当局と同種取極を結ぶ場合、北鮮側が同項に基づき日本財産帰属の主張をなしえないことはいうまでもない。

3. 平和条約にいう朝鮮と大韓民国との関係

平和条約第2条(a)項によつて、わが国は、「朝鮮の独立を承認し」たが、これは朝鮮半島がわが国から地域的に分離した事実を認めたりとどまらず、同半島に成立した新国家に法律上の承認を与えたものである。この場合新国家を代表する政府として考えられているのは、1948年の国連総会決議に述べられた如く、自由選挙が行われた朝鮮の部分に実効的な支配と管轄権を及ぼす「唯一の合法的政府たる性格を有する大韓民国政府であり、従つて、同条約第21条の受益規定によつて利益を受けることができるのは、このような合法政府によつて代表される大韓民国政府であると解される。(この点はサンフランシスコ平和会議において、ダレス米国代表も次の発言により同一の解釈を明らかにしている。

「(平和条約)第21条は朝鮮(Korea)のための特別規定であります。大韓民国

(Republic of Korea) は、朝鮮 (Korea) が日本と戦争状態になかつたという理由、だけで本平和条約に署名しないのであります。、、、、本条約により、連合国は朝鮮 (Korea) のために日本からの独立の正式承認と朝鮮 (Korea) にある非常に莫大な日本財産の朝鮮 (Korea) への帰属の承諾とを獲得いたします。朝鮮 (Korea) は戦後の通商、航海、漁業及びその他の商業取扱においては連合国と同格の地位に立つてあります。このように本条約は色々な点で朝鮮 (Korea) を一連合国として取扱つてゐるのであります。

日韓請求权問題解決要綱 レ開示件

36. 11. 6

北東アジア課

日韓合議の諸疑義中請求权問題は
韓国側が特に重視するところである。
~~日本側は原則として~~

朴正熙最高會議議長の来朝の機会と、
先方は人オニの問題を取り上げたものと考へられて
おおむねこの要綱により解消され
下記の方針により対処した
ことと致したい。

(1) 今後も来日し韓国会務經濟企

原告は、先方の要求ある線と二枚8億
ドルを主張しておる。最近によいは、
~~韓国側はまだ5億ドルを提示している~~
これがいかにも情報がある。
~~これが本筋である。~~

他方、我が國歴後の賠償の例と
織りなす。ベトナムを除くは、ビルマ
が示す3億ドルが最低であり、これが
現に二倍増額されてゐる。

従つて、日韓請求権問題の解決上
過去12かの特殊且悪性の事例
第22点、兩国内の特殊事情(DD)

(2) (1) 請求板の処理について。ヨウ

基礎とし 各項目の数字、金額等

合算の合算における事務的、~~合算~~の複数を
終つてからかの二

~~これがどうやら、手書きである。~~ヨウ

⑤ 会议通知及有关事项
1. 会议时间：5月14日
2. 地点：[REDACTED]
3. 主题：[REDACTED]
4. 参加人员：[REDACTED]
5. 注意事项：
a) [REDACTED]
b) [REDACTED]

⑥ 会议通知及有关事项
1. 会议时间：5月14日
2. 地点：[REDACTED]
3. 主题：[REDACTED]
4. 参加人员：[REDACTED]
5. 注意事项：
a) [REDACTED]
b) [REDACTED]

◎ 單音 俗字 本 - 仁 - 仁

4575 4572 万井 3

二、第七十回 五三七

hitchins has the right

此書之題目，實為「中國文學」。

1. *Amphibolite* \pm *Pyroxenite*

氣急，心痛，面赤，口渴。

(あ) 空港韓国之辺請求書
世界の

の借款を供与する。

3. なお、現在 10 韓国 - フン アカウント には

4572 万ドル 全てのものと集付債権が

~~支拂はるに及ばず~~ (支拂はるに及ばず)

~~支拂はるに及ばず~~ (支拂はるに及ばず) 清求権

にて (或いは) ~~無償援助~~ 112 万

にて 支拂う全額は、相手のものと増加

~~支拂はるに及ばず~~

~~地方、の支拂はるに及ばず~~

の如く 増消しにされ、かの方の支拂

う全額は相手のものと減少するところ

そのと連絡する。韓国側の回向開口

2. 清求権の全額の増加を證するには

韓国側は二本の支拂を確約せらる。

上記 清求権の全額を ~~支拂はるに及ばず~~ 請

5千万ドル)の借款を供与する。

3. なお 現在 日韓オープンアカウントに1本

4,572万ドル余の未回済の未付債権がある。

あるが、これの処理方法としては次の
二案が考えられる。

(1) 未付債権(4,572万ドル)はインドネ
シアの場合、如何に償消しにする。

(2) 未付債権(4,572万ドル)は韓国側

に支拂わしめることとし、その代り、何か

方が請求権として(或いは [REDACTED])

[REDACTED]無償援助として)支拂う金額

（ル）を加えよ。

極秘
まで

大臣
次官

付

日韓請求権問題解決要綱

1. 営業方針

36. 11. 7.

36. 11. 6.

北東アジア課

日韓会談の諸問題中、請求権問題

1. 韓国側が、とくに重視して、右開

係上、朴正熙最高会議議長率いる

機会に、先方は以下の問題をとり

上げるかのと考えられるので、概ね

下記の方針による対応方法をといた

したく。

1. 先に表明した 金裕澤 経済企画

院長は、先方の要求する線として

韓国側は

2億ドルを主張したが、^{最近}は

おいては 5億ドルくらいを考へてある

のではないかと a 情報がある。

他方、わが国戦後の賠償の例

1. 徴されは、ベトナムを除いたは

ビルマ: 約 2 億ドルが最低で

あり、しかも現にこれの増額が問題

提起された。

従って、日韓請求権問題の解決は

当社と日本、両国間の過去、現在の

特殊かつ密接な関係は明らかに

2. (1) 請求権の處理については、その

基礎となる各項目の数字、金額等

につき未だ事務的検討を終ったない

aで? 明確な結論を出さる段階に

至る段階で行なふが、

(2) 上記請求権の處理に加之、いかず

る経済協力として、対人に対する借款

と手と同条件で

[REDACTED] の借款を供与する。

3. 以上、現在 日韓オーフンアカウントには

4572万ドル余のいわゆる集付債権が

あり、これは障害公債としての返済本位

意図はないものと認められるが、韓国

（外債補助資金）

側が国内関係で請求権の金額の増

加を認めた上は、韓国側もしてこれ

の返済を確約せしめに上了。^{（内債）}請求権の

金額を [REDACTED] 増額する： 16 → の

考え方である。

4. 請求権問題。解決は 漢華問題
の同時解決を前提の前提と
あるべきである

5. 請求権問題について今後会議で検討

~~何季かの講解~~

何季かの会議を見る

場合は その内容が 外部

~~主に~~ 施設の内

~~主に~~ 双方に於

2 ~~主に~~ 原因に注意する。

極秘
特

日韓請求権問題解決要綱
に関する件

36. 11. 7

日韓会談の諸問題中、請求権問題
は、韓国側がとにかく重視している
関係上、朴正熙最高會議議長来日の
機会に、先方は必ずこの問題をとり
上げるものと考えられるので、概ね
下記の方針により対処することと
いたしました。

先づ、来日した全裕澤経済企画院長
外務省

15. 先方の要求する線として 5億ドル

を主張したが、韓国側は最近において

これは 5億ドルくらいと考へているので

いかないかとの情報がある。

地方、我が國戦後の賠償の割合

徴すれば、ケニエトナムを除いては、

ビルマに対する 2億ドルが最低で

しかも現にこれの増額が

問題に及んでいる。

従って、旧韓請求権問題の解決に

当たっては、両国間の過去、現在の

特殊かつ密接な関係に照らし、

2.(1) 請求権の處理につれては、次の

基礎となる各項目の数字、金額等

はつき 未だ 事務的検討を終っていな

いたて、明確な結論を出し得る段階

に至っていないわけであるが、

(2) 上記請求権の文理に加え、いわゆる

経済協力として、社インド用借款と

（または）同条件にて、 [REDACTED]

[REDACTED] の借款を供与する。

3. なお、現在、同韓オーフンアカウント

に本、4572万ドル余のいわゆる

積付債権がある。これに韓国側として

本返済する意図はないものと認められ

れるが、韓国側が国内国外で請求権

（無償経済援助を含む）の金額の増加

を望むなら本、韓国側としてこれの返

済を確約せしめた上で、いわゆる請求

権の金額を [REDACTED] 増額すること

も一つの方々であります。

4. 請求権問題の解決は 通業問題

の同時解決を当然の前提とするもの

である

5. 請求権問題につき 今次会談において

何等かの合意を以た場合には

その内容が外部に絶対に洩らさない

よう 双方に於いて厳重に注意する

秘密指定解除
情報公開室

極秘
特急

電信写

館長符號報

総第 32834 号 昭和 36 年 11 月 7 日 00 時 30 分 発

議會 第 2168 号 館長符號報 主管 逓北

大臣 宮地武
政務次官
事務次官
外務審議官
官房長 情局長

在 末尾のとおり(3/公報)宛 小坂大臣 大臣発

転 在 宛

件名 最近の日韓關係通報の件

(以下略)

本電の保管及バラ
封にされたい

往記右記 / 370 号に關し

日韓關係の最近の経緯次のとおり。實便お詫びまで。

1. 韓國政府は、9月上旬、金裕汎 (Kim, Yu Taik) 経済企劃院院長（副總理格）を訪日せしめたが、同院長は日本政府首脳との会談において、軍部政権としては再開後の日韓会談が首尾よく妥結することを期するため、再開前に難しい問題につきある程度の了解に達しておきたいとて日本側で請求権問題にて支払いをうる額を示すよう要請した。これに対し、当方よりは、日本側としても請求権についていづれかの段階において政治的解決を図る必要がありとは思つてゐるが、多くの点について未だ事務折衝がすんでいない現段階で、具体的な額をいうことはできない。いずれにしても、日本側が請求権として認めうるものは少額にすぎざるべく、それだけでは韓國側が満足しないと思われる所以、日本が韓國の經濟建設に協力するという観点に立ち、請求権と經濟協力の二本立てで問題を解決したいと答えた。結局、今後政治折衝と事務折衝を平行して進めるということとて意見の一一致をみた。

2. 10月20日より第6次日韓会談が開催されたが韓國政府は、10月末に至り、金鍾泌 (Kim, Jong Pil) 中央情報部長（朴正熙 (Pak, Chung Hui) 議長の片腹として強力な実權を掌握している人物）を日本に派遣し、

同部長は池田総理との会談において朴議長訪米の往路東京で池田総理と会見し、日韓会談の大きな問題について意見の一致をみうるようになり済びたく、そのため必ず日本から然るべき人を総理の代理として韓国に派遣され、朴・池田会談を成功させるためのあらごなしの詰合意をするようとり計らわれたいと申し入れた。

3. 日本側としてはく韓国側から2回にわたり有力者が来日したことでもあり、日本側も会談の早期妥結に強い熱意を有する旨を韓国首脳に伝えるため、適当なる人物を訪韓せしめることとし、11月2日から4日まで杉首席代表がソウルを訪問した。杉代表は、ソウルにおいて、朴議長と会見、同議長を「総理の賓客」として日本に招待し、詰合意したい旨の池田総理の書簡を伝達したところ、韓国側は、今次会談を是非とも最終の会談とし、要結させるようすること、および、朴・池田会談においては双方から具体的な策をもち寄り、原則的な了解に達するようにすることとの2点につき日本側の保証を求めた上、朴議長の訪日招請を受諾した。

4. 朴議長一行は11日夜刻羽田着、1泊の上、12日夜米國へ向け出発の予定であり、12日午前池田総理との会談を予定している。わが方としては、同会談において両国首脳間に原則的な意見の一一致が成立し、これを契機と

して日韓会談の早期妥結への途がひらげることを期待し、
目下準備を進めている。

本電宛先 アメリカ、国連、カナダ、アルゼンティン、ブラジル、
チリ、連合王国、フランス、ドイツ、イタリア、オ
ランダ、スウェーデン、スイス、寿府代表、ベルリ
ン、オーストリア、ソヴィエト連邦、ビルマ、セイ
ロン、中華民国、インド、インドネシア、マラヤ、
パキスタン、フィリピン、タイ、ヴィエトナム、香
港、オーストラリア、アラブ連合、トルコ

昭和三十六年十一月一日
池田経緯の記者会見稿

I 日韓關係

1. 日韓会談に臨む基本的態度如何。

韓国軍部政権は8月12日、民政移管計画につき声明を発表、これと前後して、内政面では經濟の建設、民生の安定、また外交面では日韓關係の早期正常化等に施策の重点をおくことを明らかにし、8月末に至り、わが方に対し正式に日韓会談の再開を申入れてきた。日本側としては、この韓国側の申入れに応ずるとの方針をきめ、10月20日より第六次日韓全面会談が開かれている次第である。

会談に臨む日本側の基本的態度としては、今後とも諸懸案に対する所要の事務的折衝を続行するとともに、これと並行して必要

に応じ、政治折衝をも行ない、出来るだけ
早期に会談の妥結、国交の正常化を実現し
たいと考えている。

2. 池田・朴会談に臨む首相の腹づもり如何。

私は、去る11月2日韓国を訪問した杉道助氏に托し、米国訪問の途次私の賓客として日本に立寄られるよう招請する朴正熙議長あての書簡を送つたところ、同議長は私のこの招請を快く受諾し、11月2日の両日、日本を訪問されることとなつた。

私は、朴議長との会談において、当面の日韓会談の進め方並びに今後久しきにわたる日韓両国の友好親善關係の確立について、胸襟を開いて話し合いたいと思っている。もとより日韓会談の複雑な内容にかんがみ、このような朴議長と私との一回の会談をもつて、すべてを全面的

的に解決するのを期待することは無理であるが、このたびの会談を契機として、日韓会談の妥結、両国国交の早期正常化の途が大きく開けるようになれば、私としてこれに過ぎる喜びはないわけである。

3. 日韓関係正常化に伴う国際的、国内的影響をどう見るか。

政府が日韓会談を行なう目的は、韓邦韓國との間に、漁業問題、請求権問題をはじめとする重要議題を速やかに解決し、友好関係を確立せんとするためである。韓国政府は、2500万に近い国民を現実にその支配下に置いており、米、英、アフリカの国々その他世界の30数カ国から承認されているので、日本としてもこの政府との間に懸案を解決し、外交関係を樹立することは、現在の不安定な日韓関係を続けるにくらべて、はるかに望ましいものと考える。また、国内的にみても、戦後16年未解決のままであつた韓邦韓國との関係の正

當化は日本国民全體に対し大きな安定感を与えるものと思われ、とりわけ西日本の漁業関係者にとって日韓間の漁業問題は大きな意義があり、他方、在日韓国人にとってもその地位が安定することになるのでこれまた少ながらぬ意義があるものと考えている。

＊ 反対運動や慎重論に対する認識如何。

日韓会談を進めるに当つては、内外諸般の事情を十分念頭におき、慎重を態度をとるべきであるということについては、私も全く同感である。

他方、日韓会談に反対している人々の中にも、その反対の根柢はいろいろ異つてゐるものがあるようである。そのうち、共産陣営の対日宣伝をそのまま受け売りして、反対のための反対を行なつている勢力は論外であるが、真にわが国の利益及びアジアの安定と繁榮とを考えて日韓国係の在り方につき種々の意見を述べられる方々に対しでは、その意見を傾聴すると同時に、日韓関係早期正常化を志す政府の考え方につき

今後ともあらゆる機会を捉えて納得のいく
よう説明を行ない、このような活潑にして
露意のない意見の交換を通じてとの問題に
対する国論の統一をさらに図つて行きたい
と念願している次第である。

よ 韓国側の請求権とは一体何をいうものか。

一般請求権問題とは、サンフランシスコ平和条約第4条に基づき、日韓間の請求権問題を解決することである。

韓国側は

- 朝鮮銀行を通じて持ち出された地金銀
- 194~~5~~年8月9日現在の郵便貯金、

國債貯蓄債権

- 同日以降韓国内の銀行から引出された預金額

- 8月9日以降朝鮮から送金された金員
- 朝鮮銀行等韓国に本社本店のあつた法人の在日財産

- 韓国にあつた日本系通貨
- 韓国人徴用労務者の未収金ないし補償金

等を請求している。

日本側としては、韓国にあつた日本の財産を処理したところの1945年12月6日付在朝鮮米軍政府法令第33号の法的効果の時間的、地域的問題及びわが方の在韓財産の処理の効力を平和条約第4条により承認した事実は、韓国の日本に対する請求権の決定に当つて当然考慮されるとするいわゆる米国解釈もあり、これらの点につき韓国側と論議を続いている次第である。

現在、第6次日韓会談においては、韓国側提出の請求内容の事実関係確認と前述の法律問題に関する討議を行なつている。

ム 韓国に対し経済協力を行なう意思ありや いなや

政府としては、従来より日韓間の経済協力の問題は、請求権処理の問題とは別個の問題として扱つて來ているが、現在の日韓会談が順調に進行し、正式国交の樹立、友好關係の確立の見透しがたつような段階になつたならば、韓国經濟の發展に日本として應分の寄与をするという趣旨から、對韓經濟協力を推進することを考慮すべきであると考えている。

7. 韓国側は季ラインは廃止しないといつて
いるがどう思うか。

韓国内には依然として「季ライン」の撤
回に反対しているものもあるようであるが、
韓国側としても、日韓間の話し合いにより、
漁業資源の保護と日韓両国漁業の共存共栄
が確保されることになれば、「季ライン」
をあくまで固執するようなことはないと確
信している。

日本政府としては、すみやかに漁業協定
を締結することにより問題の円満解決をは
かるべく鋭意努力している次第である。

3. 如何なる条件が整つた場合に日韓關係は正常化されるのか。正常化したら如何なる条約が締結されるか。

日韓間に存在する諸懸案をすべて解決した上で、國交を正常化するのが當道であり、出来うる限りそうしたいと考えている。しかしながら、今後の会談の進展次第では、懸案の相当部分が解決すればそこにおいて國交を正常化し、正規の外交關係を結んだ上で殘余の問題の解決について話し合いを続けるというのが実際に即した行き方といふことになるかもしれない。

日韓会談が妥結した場合、基本条約の如きものを作るかどうかは現段階では決定していないが、いずれにせよ漁業協定や在日

韓国人の法的地位に関する協定などは将来
にわたつて日韓間に存続するものと思われ
る。

秘密指定解除
情報公開室

極秘
まで

柳谷 仁也

杉山 本
鶴田 一
渡辺 一
佐木 伸

宇山審議官

北東アジア課

池田、朴会談後の事態における

① 韓会談の進め方

(伊周局長指示事項)

26. 11. 13

北東アジア課

②

1. 池田、朴会談の概要(→伊周局長)

次のよろづて説明をめぐる。

① 会談後 池田総理は大変文律よく

「99.1%セント成功だ」といっておられた。

詰合以下 大体わざ方で考へておるとお

1. 進歩 清木権は少額たらずと云ふ

かつ 決定までの時間がかかる、

[REDACTED] として 大体

意見が一致したようである。朴議長が

これまで満足感をもつてゐるが、その理

由は、一つは合意が池田総理の

八二五の個人化と、もう一つは總理

の誠意と誠實が理解されたことにある

ようだ。

(四) 請求権の追加、池田総理の説明に

おまけ、朴議長は恩給によつて個人請求権

は認めてほしくない

(1) 朴漢哲は、金の持主との問題、

不れにか、池田総理が、之れ木朝鮮

銀行の事情として対価を拂、日本の方

と説明したら、それ以上何事も

か、た。

(2) 朴漢哲 ~~は~~ 全体を含めていら支拂

てほどのかと質問してのこえしては

池田総理は、請求権は少しあり。事情が

施行する必要があり、また経済協力の方

は、韓国の 5 年計画につれてよく詮索

つた上でまとめねばならぬと答えた。

(二) 地田総理より、無償援助はなるべく
方式

避けて、戦後の文部省援助は現資金による

方針を考へてみてはいかがと述べた。

(伊藤局長自身も云ふ、好印用うし方式の方がよい)

として、朴議長は、消費財はいら

ない、資本財がほしいと述べ、総理

は、同感の意を表し、消費財は自

國で行われたらよからぬと述べた。

2. 今後の今後の進歩方について 伊藤局長

上に次のようないふ指示があつた。

(1) 請求権委員会はなんどん進めてほしい。

固念1: 文字の説明上、個人請求権以外

あるのはつづいて先方の説明を詳しく聞く

2. 固念1: えましては、韓国側はもともと

、2点の分かれて議論を重ねた。

説明してあるよじほすの必要がある。

(2) 経済協力の問題につけては、終盤の

東南アジア旅行中更に経済の構造を

詳しく聞く。以上で、12月13日から

先方との詰合は、何よりもよいと思う。

詰合には、先方から専門家を来てさせた

上での経済協力部の者も交えてやるの

がよ。と思う。なるべく国際連絡を

要しないよう双方式を考えるべきである。

(池田・朴会談の内容が韓国側内部に滲透するまで)

(1) 渔業その他の要事項も専門部会まで

とかく進める。

(2) 今後のタイムテーブルとしては年内妥結

は理解と想われ、従って次の通常国会

(3月開会)に合わせて、その次の国会といふこと

(3月). 地方会議が妥結すれば、

直ちに國交を正常化し、その上で ~~通商~~

経済協力が開始できらわけである。

秘密指定解除
情報公開室

館長符號報

極秘

電信写

本局の保護記入欄は此處に記入せよ

總第 34005 号 昭和 36 年 11 月 14 日 22 時 00 分発

略會 第 2354 号 館長符號報 主管 重北

大臣 宮崎義

政務次官

事務次官

外務審議官

官房長 倉文局長

在 村尾のとおり（3/公報長） 川島大臣時代代
大臣発

転 在 宛

件名 池田謹親、井上長公請願署名件

（以下略）

往電合第2165号に因り

朴正熙（Park, Chung Hee）議長は、11日夕刻来日し、12日夜米国向け出発したが、12日午前の池田総理、朴議長会談の概要次のとおり。（同会談の大部分は二人だけで行なわれたが、韓国側の希望により、外部には通訳が立ち会つた旨説明した。）

(1) 請求権問題に因り、大体の核をきめてほしいとの朴議長の希望に対し、総理より、請求権問題は、在韓日本財産を米側に帰属せしめた Vesting Decree の効力の発生時期や地域的範囲の問題、および、平和条約第4条に関するいわゆる「米日解釈」によるある種の相殺観念など種々複雑な問題があることを説明したところ、朴議長は、要するに法律上の根拠のあるものを認めてくれというのであると答えた。そこで、

今後請求権委員会における

事務的検討を急ぐことに意見の一一致をみた。

(2) 次いで、経済協力の問題に因り、総理より、

そこで日本としては

無償援助は面白くないからこれを避け、長期低利の経済援

助を考慮しようと思つてはいると述べた。これに対し、朴議長は、韓国としても、dignity の問題があるので無償援助は望まず、長期低利の経済援助で結構であると答えた。

(なお、日韓間に打合せた結果に基づく小坂大臣の記者団に対する説明振りくおよび同日の朴議長の記者会見要旨については、一般情報第262号参照)

本電宛先　米、国連、カナダ、アルゼンチン、ラジ
ル、チリ、聯合王国、フランス、ドイツ、イ
タリア、オランダ、スウェーデン、スイス、
寿府代表、ベルリン、オーストリア、ソ連、
ビルマ、セイロン、中華民国、インド、イン
ドネシア、マラヤ、パキスタン、フィリピン
タイ、ヴィエトナム、香港、オーストラリア
アラブ連合、トルコ

秘密指定解除

情報公開室

電信写

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あ
れば直ちに電信課検閲班に連絡こう。

36

31142

亜北

暗

ワシントン
本 省

ノイ月20日2030発
21日1114着

川島大臣臨時代理

西山臨時代理大使

ケネディ・朴会談に関する件

第2839号

ケネディ・朴会談の様子につき。20日本官マ
コノギー次官補を往訪、聴取したところ大要次
のとおり。

1. 本会談はもともと特定の問題を交渉するた
でなく、意見の交換親善が目的であつたが朴議事
は極めて実際的なものの考え方の人であると同
時に、新らしい道徳観と国家に対する奉仕の精
神があふれており、ケネディ大統領は多大の感
銘を受けた。彼は同時に自尊心をもつて韓国が
自力でやらねばならぬことは積極的にやる意想
を表明し好感を与えた。

2. 日韓関係については池田総理が韓国側の困難

秘密指定解除

情報公開室

機密

主管課長へ

電信写

本電主管、配布先等に關じ御意見あ
れば直ちに電信課検閲班に連絡こう

な国内事情に充分理解ある態度をとられたとして
大いに印象をよくしていたと同時に、朴も日本の
の困難な国内事情を理解し、池田・社会談は大
いに成功であつたとの印象を受けた。なおワシ
ントンにおいては会談の詳細を点について何
等ふれることなく、漁業問題についても日韓關係
の全般的解決の一部として解決したいと述べ
ていた程度である由。これに関連し、請求権問
題は比較的少額で、まとまスなどの新聞報道は
韓国の世論を刺戟し有害であつたと付言した。

3. 北方からの直接侵略および侵透の脅威は5月
以来減少している。
4. 南北統一については朴は現実的に考え、当面
の問題としていない。
5. 経済援助については5カ年計画遂行のため米
側より専門家を増派するが、必要な資金の調達
に當つては米側が大部分供給する他の諸国
の援助も必要で、この点日本からの援助が当然期
待されるところである。しかし米側の援助計画

秘密指定解除

情報公開室

機密
解除

主管課長へ

電信写

本電主管、配布先等を聞き御意見あらう(長の3)
れば直ちに電信課検閲班に連絡こう

の遂行に当つては間接的には他国からの援助と
調節の要あるべきも米側の計画の形体として他
国の援助を考えることではなく、かりに日本との
関係が生じてもそれは日本独自でやつてもらう
ことになる。

了

配布先

大臣、次官、官房長、重、米、経、経
済、条、國、情各局部長、重審、米參、
經次、經協參、國參、總、重總、北、
米北、經米力、重、經協政、經、條參、
國政、情道、審、資委